

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成23年6月16日(2011.6.16)

【公開番号】特開2008-287658(P2008-287658A)

【公開日】平成20年11月27日(2008.11.27)

【年通号数】公開・登録公報2008-047

【出願番号】特願2007-134476(P2007-134476)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/00 (2006.01)

G 06 Q 10/00 (2006.01)

G 07 C 9/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/60 1 4 6 Z

G 06 F 17/60 1 7 2

G 07 C 9/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年4月27日(2011.4.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

来店者の顔を撮像する撮像装置と、

該撮像装置により撮像された来店者の顔画像に基づいて来店者数を集計管理する管理装置とを備え、

前記管理装置は、

予め定められた来店者数集計期間に前記撮像装置により撮像された顔画像に基づいて該顔画像の来店者が来店した旨を特定可能な情報である来店済み情報を登録する来店済み情報登録手段と、

前記撮像装置により撮像された顔画像の来店者について、前記来店済み情報が前記来店済み情報登録手段に登録されているか否かを判定する来店判定手段と、

該来店判定手段により登録されていないと判定されたことを条件として来店者数を加算更新する実来店者数集計手段とを含む、来店者管理システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

(2) 上記(1)の来店者管理システムにおいて、前記管理装置は、

前記来店者数集計期間よりも前の過去所定期間ににおいて来店した来店者の顔画像データ(過去来店者テーブルM4)を登録する既来店者登録手段(メモリ23)と、

前記撮像装置により撮像された来店者の顔画像データが前記既来店者登録手段に登録されているか否か判定する(ステップS330)既来店判定手段(CPU21)と、を有し、

前記実来店者数集計手段は、前記来店判定手段により来店済み情報が登録されていない

と判定され、かつ前記既来店判定手段により顔画像データが登録されていると判定されたことを条件として既来店者数を加算更新する(ステップS332)一方、前記来店判定手段により来店済み情報が登録されていないと判定され、かつ前記既来店判定手段により顔画像データが登録されていないと判定されたことを条件として新規来店者数を加算更新する(ステップS336)。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

(3) 上記(1)または(2)の来店者管理システムにおいて、前記管理装置は、前記来店者の顔画像データに対応付けて、当該来店者の来店回数を管理する来店者別来店回数管理手段(遊技履歴テーブルTB2i)と、

前記来店判定手段により来店済み情報が登録されていないと判定されたことを条件として、判定の対象となった来店者の顔画像データに対応付けて管理されている来店回数を加算更新する(ステップS334)来店者別来店回数集計手段(CPU21)と、を有する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

(4) 上記(1)から(3)のいずれかの来店者管理システムにおいて、前記撮像装置は、店内に複数設置される遊技機の周辺を撮像可能な撮像装置(場内カメラ60b)を含み、

前記管理装置は、

前記遊技機における遊技に関連して発生する遊技情報を収集する(ステップS376)遊技情報収集手段(CPU21)と、

前記撮像装置の撮像画像に基づいて、前記来店者が遊技を行っている遊技機を特定する(ステップS352)遊技機特定手段(CPU21)と、

該遊技機特定手段により特定した遊技機について前記遊技情報収集手段により収集した遊技情報を前記来店者の遊技履歴として集計する(ステップS378)遊技履歴集計手段(CPU21)と、

該来店者の顔画像データに対応付けて前記遊技履歴集計手段により集計された遊技履歴(遊技履歴テーブルTB2i)を管理する遊技履歴管理手段(メモリ23)と、を有する。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

(5) 上記(3)または(4)の来店者管理システムにおいて、前記管理装置は、前記撮像装置の撮像画像を表示する表示手段(出力部25)と、

該表示手段に表示された撮像画像において、来店者の指定を受け付ける来店者指定手段(入力部24)と、を有し、

該来店者指定手段にて指定を受け付けた来店者の顔画像データに対応付けて管理されている来店回数または遊技履歴を前記表示手段に表示する。

【手続補正6】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0015**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0015】**

(6) 上記(3)から(5)のいずれかの来店者管理システムにおいて、前記管理装置は、

前記撮像装置により撮像された来店者の顔画像データに対応付けて管理されている来店回数または遊技履歴が予め定められた報知条件を満たしていることを条件として報知処理を行う(ステップS312およびステップS314)報知処理手段(CPU21)を有する。

【手続補正7】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0017**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0017】**

(7) 上記(1)から(6)のいずれかの来店者管理システムにおいて、前記管理装置は、会員登録を行った会員に対して発行される記録媒体に記録され、当該会員を個々に識別するための識別情報(会員ID)に対応付けて該会員に関する会員情報(会員情報テーブルTBL3)を管理する会員情報管理手段(メモリ23)を有し、

前記撮像装置は、店内に設置され前記記録媒体を受け付けて処理する記録媒体処理装置の周辺を撮像可能な撮像装置(場内カメラ60b)を含み、

前記管理装置は、前記記録媒体処理装置にて受け付けられた記録媒体の識別情報を受信したことに基づいて、前記撮像装置により撮像された該記録媒体を所有する来店者の顔画像データと前記受信した識別情報を対応付けて管理する(ステップS376)。

【手続補正8】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0019**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0019】**

(8) 上記(1)から(7)のいずれかの来店者管理システムにおいて、前記来店者管理システムは、

前記撮像装置により撮像された顔画像のうち、要報知来店者の顔画像の指定を受付ける要報知来店者受付手段(入力部24)と、

該要報知来店者受付手段により指定を受け付けた要報知来店者の顔画像データを登録する(ステップS328)ための要報知来店者登録手段(CPU21)と、

前記撮像装置により撮像された来店者の顔画像データが前記要報知来店者登録手段に登録されているか否かを判定する(ステップS308)要報知登録判定手段(CPU21)と、

該要報知登録判定手段により登録されていると判定されたことを条件として、要報知来店者が来店した旨を報知するための処理(ステップS310)を行う要報知来店者報知手段(CPU21)と、を有する。